

倉吉市立関金小学校・山守小学校統合準備委員会設置要綱

倉吉市教育委員会事務局

(趣旨)

第1条 この要綱は、倉吉市立関金小学校・山守小学校統合準備委員会（以下「委員会」という。）の設置、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 倉吉市立関金小学校と倉吉市立山守小学校の統合を推進するために必要な諸事項及び基本的問題等について、検討及び調整するため、委員会を設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会の所掌事務は、おおむね次に掲げる事項とする。

- (1) 学校教育目標・教育計画及び学校運営に関する事項
- (2) 校名、校章、校歌等に関する事項
- (3) 通学方法、通学路に関する事項
- (4) 統合に向けた交流活動等の推進に関する事項
- (5) 統合後の学校支援組織の在り方に関する事項
- (6) 学校施設の有効活用に関する事項
- (7) その他必要な事項

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる者の中から倉吉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 地域学校委員
- (2) 学校関係職員
- (3) 小学校及び保育園保護者代表者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者
 - 2 委員会に、委員長及び副委員長を置く。
 - 3 委員長及び副委員長は、委員の中から互選する。
 - 4 委員長は、委員会の会務を総括し、会議の議長となる。
 - 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員会)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、各部会の報告を受け、委員会の方向性を決定する。
- 3 委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第6条 委員会に、第3条に規定する所掌事務の細部について検討及び調整するため、部会を置くことができる。

- 2 部会に、部会長及び副部会長を置く。
- 3 部会長及び副部会長は、委員の中から互選する。
- 4 部会長は、部会の会務を総括し、会議の議長となる。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(設置期間)

第7条 委員会の設置期間は、施行日から、その目的を達成したときまでとする。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、倉吉市立関金小学校（または山守小学校）に置く。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長がその都度会議に諮って定める。

附 則 この要綱は、平成27年2月3日から施行する。

別表第1（第4条関係） 倉吉市立関金小学校・山守小学校統合準備委員会

| 区分 | 関金小学校 | | 山守小学校 | | | |
|-----------------------------------|---------------|---------------------|--------------|------------------------------|------|----------------------|
| (1) 地域 学校委員 | 名子平博政 | 地区公民館長 | 笠原宣幸 影山卓司 | 堀自治公民館長 関金地区社会福祉協議会 会長 | | |
| | 牧田皓司 鳥飼育子 | 民生委員・児童委員 主任児童委員 | 毛利和子 鎌田鈴江 | 民生委員・児童委員 民生委員・児童委員 | | |
| | 宍戸 剛 | 学校コーディネーター | 山根 章 | 学校コーディネーター | | |
| | 長谷川真也 杉山裕之 | 元PTA会長 元PTA会長 | 杉本勝則 | 前PTA会長 | | |
| | 重道加代子 | 関金保育園長（山守兼務） | 重道加代子 | 関金保育園長（関金兼務） | | |
| (2) 学校 関係職員 | 繁原佳人 | 校長 | 藤山正明 | 校長 | | |
| | 堀 良一 | 教頭 | 丸岡恭樹 | 教頭 | | |
| | 太田励子 | 事務職員 | 小倉久美 | 事務職員 | | |
| (3) 小学 校及び保 育園保護 者代表者 | 小学 校 | 牧野健治 | PTA会長 | 小学 校 | 笠原 治 | PTA会長 |
| | | 福田光晃 | 前PTA会長 | | 杉本勝則 | 前PTA会長（地域学校委員 兼務） |
| | | 矢城宏朗 | | | 小谷鈴子 | |
| | | 住友百合 | | | 小椋美方 | |
| | 保 育 園 | 芝野 茜 | | 保 育 園 | 向井昭雄 | |
| | | 本谷あけ み | | | 田中佑典 | |
| | | 上田絵美 | | | 山根明彦 | |
| | | 杉谷里加 | | | 坂根大輔 | |
| (4) 教育 委員会 が必要 と認める 者 | 杉山博務 | 関金自治公協議会長 | 大井保太郎 | 青少年協議会長 | | |

| | | | |
|----------|------|------|------|
| 委員長 | 笠原宣幸 | 副委員長 | 牧田皓司 |
| 総務部会長 | 宍戸 剛 | 副部会長 | 山根 章 |
| 学校教育部会長 | 繁原佳人 | 副部会長 | 藤山正明 |
| PTA組織部会長 | 笠原 治 | 副部会長 | 牧野健治 |

別表第2（第6条関係）

| 部会 | 検討事項 | 構成員 |
|---------|---|---|
| 総務部会 | <ol style="list-style-type: none"> 1 学校の名称等に関すること （学校の名称、校歌、校章、制服等） 2 通学体制（通学路、通学の方法、安全対策、バスの運行等）に関すること。 3 地域学校委員会に関すること 4 閉校に伴う式典行事等に関すること 5 閉校に伴う財産に関すること （卒業生制作品、記念物等歴史的財産の取扱い） 6 学校施設の有効活用に関すること（跡地利用） 7 その他総務部会に属する事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域学校委員 ・学校関係職員 ・小学校及び保育所保護者代表者 ・教育委員会が必要と認める者 |
| 学校教育部会 | <ol style="list-style-type: none"> 1 学校経営（教育目標、通学の方法、経営方針等）に関すること 2 教育内容に関すること （教育課程、研究推進、教務等） 3 学校行事に関すること 4 生活指導に関すること 5 健康安全に関すること 6 教材、教具に関すること 7 設備及び備品等の整備、移転・廃棄に関すること （備品、図書、文書の保存・廃棄等） 8 移転準備・予算に関すること 9 児童の交流計画等に属する事項 10 その他学校教育部会に属する事項 <p>※教育目標については総務部会と合同で協議する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・学校関係職員 |
| PTA組織部会 | <ol style="list-style-type: none"> 1 PTAの組織運営に関すること （規約、組織編制、役員の選出、運営計画・予算等） 2 PTA組織の交流活動等、その他PTA組織部会に属する事項 3 上履き、体操服等に関すること 4 放課後児童クラブに関すること 5 その他PTA組織部会に属する事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・小学校及び保育所保護者代表者 ・学校関係者 |

